

一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構
令和3年度8月理事会(書面による理事会)議事録

一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構定款第37条に基づき、代表理事が下記議案について令和3年度8月理事会(書面による理事会)の開催を呼びかけた。

1. 第1号議案：重要な使用人の選任について（定款第33条第2項）

文書送付日 令和3年8月20日（金）

文書宛先 代表理事 門山 好和

理事 井口 優

理事 関 聡

監事 山崎 一也

回答締切 令和3年8月24日（火）

2. 添付資料

(1) 提案書兼回答書

3. 提案をした理事の氏名：代表理事 門山 好和

4. 理事会の決議があったものとみなされた日：令和3年8月20日(金)

5. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

第1号議案：重要な使用人の選任について

代表理事は、重要な使用人の選任について、令和3年8月24日までに理事全員から文書により同意する旨の意思表示を得た。また、監事からは異議申し立てがなかったため、定款37条に基づき、当該議案を承認可決する旨の理事会の審議があったものとみなされた。

本決議を明確にするため、この議事録を作成し、代表理事、理事、監事が次に署名捺印する。